児童相談所における児童心理司の専門性に関する研究(その1) 児童相談業務に関するヒアリング調査

○ 旭川大学 今西 良輔(旭川大学 7447)

有村 大士(日本社会事業大学 5180)、木村 容子(日本社会事業大学 3355)、

栗原 拓也(長崎純心大学 5906)、永野 咲(東洋大学大学院・日本学術振興会特別研究員 DC2 7173)、

清水 冬樹 (旭川大学短期大学部 6541)、佐藤 まゆみ (和洋女子大学 5954)、

小野セレスタ摩耶 (滋慶医療科学大学院大学 5205)、村田 一昭 (愛知県立大学 1689)、

谷口 由希子 (名古屋市立大学大学院 5941)、片岡 志保 (日本福祉大学 7485)

児童相談所・児童心理司・障害相談

1. 研究目的

児童相談所における子ども虐待相談は増加の一途を辿り、虐待を受けた子どもの心理的ケア、家族再統合に向けた保護者支援、子どもへの援助に関する施設や里親へのサポート等、児童心理司に求められる業務は増加・多様化している。また、日本の児童相談所は、伝統的にチャイルドガイダンスの影響を大きく受け、子どもたちの成長やこころの課題をどのようにアセスメントし、適切なサービスに繋げていくか、大きな課題となっており、児童心理司の役割は一層重要となっている。しかし、児童心理司の業務については、十分把握されておらず、適切な人員配置の提言むけたデータも不足している。

本研究は、児童相談所において子どもの心理業務を担う児童福祉司の業務が円滑に行われるための人員配置モデルと、それについての適切な配置基準の算出等に向けて質的・統計的なエビデンスを得ることを目的に実施する。本報告では、ヒアリング調査結果について報告する。量的調査では見えてこない児童心理司の業務実態を把握すること、量的調査の分析の柱を生成すること、特に児童心理司の業務についての分類をするために基礎データを得ることを目的となっている。

2. 研究の視点および方法

訪問日程は 2015 年 2 月 19 日から 2015 年 3 月 16 日までとなっている。ヒアリング調査はおおよそ 1 時間から 2 時間程度であった。インタビューに際し、録音による記録とメモによる記録行ったうえで、調査後に訪問した研究委員等が訪問記録をまとめ、報告した。

訪問した児童相談所は全部で 31 ヶ所である。そのうち、政令指定都市の児童相談所は 4 ヶ所、都道府県のうち中央児童相談所は 11 ヶ所、それ以外の児童相談所が 16 ヶ所となっている。また地域別に訪問先をみると、北海道地区が 4 ヶ所、東北地区が 8 ヶ所、関東地区 7 ヶ所、中部地区が 3 ヶ所、関西地区が 3 ヶ所、中国地区が 2 ヶ所、九州・沖縄地区が 4 ヶ所となっている。

3. 倫理的配慮

平成 26 年度厚生労働省児童福祉問題調査研究事業を受託している日本社会事業大学社会事業研究所において、研究倫理審査を受審し、承認を得ている。ヒアリング調査結果を公表するにあたり、児童相談所名や回答者名が特定されないよう、児童相談所の特定につながる情報の公表は避け、匿名性を保った分析を実施する。

4. 研究結果

本調査から、児童心理司固有の専門性として、子どもの安全と安心を保障するために、児童福祉司とは異なる立場、つまり心理学の立場から、常にケース全体の環境や状況を踏まえつつ、寄り添っていることが明らかになってきた。具体的には、児童福祉司が、保護者や家庭、関係機関との調整に重きを置いている一方で、児童心理司は心理学的手法も用いながら、子ども自身が今どういったこと生活問題と向き合っているのか、親自身がなかなか言葉にできない心の葛藤を丁寧に聞き取りながら子どもや保護者と向き合っていることも見えてきた。しかし、児童心理司は、児童福祉司と協働することによって十分に役割を発揮することができ、多くの児童心理司から「児童心理司と児童福祉司は両輪として機能しなくてはならない」と語られていた。

児童心理司によって語られた業務を類型化すると大きく4類型となった。(1)療育手帳や行政事務業務に関わる義務的業務、(2)虐待・非行対応に伴う専門的業務、(3)専門的アセスメントと予防的事業、(4)心理治療と心理的ケア、以上の4つである。

5. 考察

児童心理司から語られた業務の中で、障害相談に関わるものが大半を占めていることが 明らかとなっている。その大半を占める障害相談には、児童心理司を育成している機能も 含まれていることがわかった。

子ども虐待の相談件数は増加しつづけている。危機的な状況に置かれている子ども達や、 追い詰められてしまった親たちへの支援の必要性が今後ますます重要となってくる。この ような時代の中で、これまでの児童心理司の役割から変化していくこと、また優れた専門 性を活かしながら子ども子育て家庭への介入や支援が求められてくる。

そこには、児童心理司としての採用方法や専門性を必要とする業務について、具体的な 検討を行わなければならない課題が見えてきている。

本研究は平成 26 年度厚生労働省児童福祉問題調査研究事業 課題 3 の助成を受けて実施したものである。調査にご協力いただいた児童相談所の皆様、誠にありがとうございました。